

Title	戦争と統制経済政策
Sub Title	
Author	加田, 哲二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1938
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.32, No.8 (1938. 8) ,p.1043(33)- 1096(86)
JaLC DOI	10.14991/001.19380801-0033
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380801-0033">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19380801-0033</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(註) Kazkevič, 前掲書三五—二頁参照

尙ほ第二次就業に關する積極消極の兩論については、飯田氏前掲書二〇三—二二頁参照

第二次就業に關する波及の問題については、之を算定するだけの材料がなく、またそれにはいろいろな前提が必要である。然も各國の事情は様々であつて、假りに一定の推算の基礎が出来上つても、それが直ちに各國に適應されるわけのものではない。例へばイギリスについても、前述の王立國際問題研究所は、大體においてケエンズの主張を認めながら、尙ほ次のやうに説いてゐる。「ケエンズの所説は第一に新規に雇傭された者の支出の追加中の幾許が輸入商品に用ひられるか明らかでない。第二にどの程度まで新支出が——直接又は間接に——新しい雇傭を生ずるか、また既に職についてゐる人々に對する労働強化とならずに濟むか、明確でない。第三に原料の價格が騰貴しない程度で總ての産業に利用し得る未だ使用されずに居る資源がどの位存するかが疑問である。第四に公共事業支出中どの位の割合が土地の買入れ使用されるかが算定されて居らぬ」(註)。

(註) The Future of Monetary Policy, p. 89 邦譯一九八一—九頁

併し孰れにしても、労働振興策が不況時における産業の刺激、景氣上昇の導火(Initialzündung)となり、また産業の節動輪(Balance-Wheel-of-industry)としての役割を演ずることは確かである。それだからこそ、各國は前述したやうにこれを以て恐慌克服のための重要な政策として實施しつつある。さうしてこの過程を通じて財財と經濟との融合が深められたことは曩に述べた通りである。

## 戦争と統制經濟政策

加田 哲 二

### 目 次

第一部 戦争と統制	一
第二部 わが國における戦時統制經濟政策の發展	

### 第一部 戦争と統制

一

戦争は、一國の内的發展と、それに對する外的刺激から發生するものである。この意味において、クラウゼヴィッツ將軍が、その「戦争論」の中で、「戦争といふものは、單なる敵愾心の發露ではなく、政治それ自體の表現に過ぎないのである。然りとすれば、政治的着眼點を軍事的着眼點の下位に置くのは、不條理であるといはねばならぬ。蓋し政治が戦争を生んだのであるからだ。政治は主宰者で、戦争は手段に過ぎない。その逆では決してない。然らば、軍事的着眼點を政治的着眼點の下位に置く事のみが、可能なる唯一の方法である。」と云つてゐるのは、正しい

といはねばならぬ。その意味において、戦争を一つの特殊の・孤立的現象を見ることは、誤りであり、殊に戦争とそれを遂行する社会体制を観察する場合、兩者の関係を顛倒するやうなことがあるとすれば、その認識は、正確ではない。戦争は、實に社会的地盤の上のみ遂行せられる。「社会的状態及びその諸事情こそ、戦争の眞の地盤であつて、戦争は、これによつて、條件づけられ、制限せられ、緩和せられる」といふクラウゼヴィッツの主張は、戦争の基礎を道破したものだといはねばならぬ。戦争の遂行に必要な武器は、結局において、その國の生産力の發展の程度に制約せられざるを得ない。戦争の地盤は、こゝにある。

しかし、戦争は、一つの社会的現象として、單に社会的地盤から發生するといふ受動的性質のみを有するものではない。それは、社会的地盤から發生するものではあるが、戦争の發展が社会的地盤を揺り動かし、または社会的地盤の一部分を異常に發展せしめ、一定社会にある不均衡性を齎らす場合がある。それは戦争がまだ勃發しない場合でも、來るべき戦争の規模の廣大なことが豫想せられ、その準備を強烈に行ふ場合には、ある程度まで戦争を要求する社会的地盤の方向に向ひながら、且つその地盤を變改するにいたる場合がある。

そのよき實例は、世界戦争並にその後今日にいたるまでの戦争準備である。世界戦争は、古今未嘗有の動員を實行した。同盟國側並に聯合國側における兵員動員数は合計六千萬に及んでゐる。即ち、ドイツ千三百萬・オーストリア・ハンガリー九百萬・トルコ百五十萬・ブルガリア百萬でドイツを首班とする同盟側が合計二千四百七十五萬であり、これに對して、ロシア千四百五十萬、フランス(植民地住民軍を含めて)八百二十五萬・イギリス(インド兵

を含めて)八百三十二萬・アメリカ五百二十五萬・イタリー三百八十萬・ベルギー三十八萬・ルーマニア百萬で聯合國側の合計四千四十八萬といふやうな巨大な數字に示されてゐる。かくの如き巨大な軍隊の徵募は、一國の社会編成、殊にその勞働編成に著しい影響を與へる。ドイツの動員は、この數字に示されてゐるところでは、全人口の約二割に相當する。全人口の二割は、全人口から徵募せらるゝのではなく、男子にして、十六七歳から四十五六歳までのものに限定される。従つて、これらの生産的に最も豊富な力を有する層のものの中から、多數者が、動員される。それらのものは、一定の生産部門からその姿を消すのみでなく、他方軍需品に對する巨大な消費群を形成する。こゝに經濟生活に對する影響を見ることが出来る。青年並に壯年可働男子層の徵募は、必然的に勞働編成の變動を齎らす。少老年または女子によつて、その勞働は代替せられねばならぬ。この問題は、戦争後の復員の問題にまで及んで社会的問題として取扱はれねばならぬものである。

動員が巨大な軍需消費群を形成するのは、當然である。ヨーロッパ大戦において、戦争において最も必要な鋼の數量は、出征兵員一人年額一噸乃至二噸といはれてゐる。それらの鋼は、兵器の製造に用ゐられたのであるが、いまヨーロッパ大戦中イギリス・フランス兩國における兵器生産數量を擧げて見れば次の如くである。

品 目	フランス	イギリス
火 砲	一一、〇〇〇門	二七、〇〇〇門
機 關 銃	八八、〇〇〇挺	二四〇、〇〇〇挺

小銃	二、九四三、〇〇〇挺	五、三二六、〇〇〇挺
砲彈	二四七、〇〇〇、〇〇〇發	二二七、〇〇〇、〇〇〇發
小銃彈	六、三〇〇、〇〇〇、〇〇〇發	九、一七〇、〇〇〇、〇〇〇發
飛行機	五一、〇〇〇機	五五、〇〇〇機
同發動機	九三、〇〇〇個	五七、〇〇〇個
戰車	三、二〇〇臺	二、八〇〇臺

これは一例に過ぎないが、この外に軍用被服・軍靴・靴下などの生活品・食料などの生産を擧げれば著しいものがある。これらは、遙かに平時の戦備生産の限界を越え、いはゆる民需のための生産をも制限して、擴大生産が行はれる。そこに、労働編成の問題のみでなく、工場擴張資金の問題・同資金償却の問題があり、製品価格の問題がある。これまでの戦時経済においては、現在の経済制度の中心的現象である価格現象に對して、ある一定の制限を加へはするが、価格そのものは、これを認め、それを中心として戦争経済の運営を行つてゐる。従つて、すべての軍需品は、徴發または沒收によらず、買上げの方法を採用してゐる。そこに戦費の問題と価格の問題が起る。

更らに外國貿易の問題がある。すべての國はその一國の支配圏内に軍事所要のすべてを充たすべき資源を有せず、軍需品の蓄積も一定量に限定せられてゐるから、所要額以上のものは、これを外國から取得しなければならぬ。こゝに對外経済關係が重要な關係を戦争に對して持つこととなる。對外クレジット設定の問題または貿易資金の間

題によつて、戦争の規模はある程度まで限定せられる。殊に、國內において、充實した生産力を持つてゐない場合には、武器の供給は、外國製品に依存する程度が高いので、従つて、戦争は外國の態度如何によつて、その遂行の程度が限定せられざるを得ない。

要するに、戦争は、その勃發當時における一國の経済力によつて、限定せられるものがある。しかし、戦争が一旦勃發して、進行發展する場合、戦争が逆に國內の経済的基礎を動かし、またはこれを改變するにいたる場合がある。それは、第一は戦費についても考へられる。戦争の遂行が、國民の毎年の所得額中の蓄積額の範囲内で行はれる場合には、経済的改變は最も小さな程度で済む場合である。この場合には、増税の可能性も多し、また戦費支辨公債も最もよく消化せられるであらう。第二は、戦費が國民の蓄積額だけでは足りないで、その年所得額に喰ひ入るほどに増大する場合である。この場合は、國民が多少の消費節約を行へば、蓄積額が増大するから、その範囲ならば、戦争の遂行は容易である。第三には、國民所得額の大部分が戦費として費される場合であるが、かかる戦費の増大段階にいたると、戦争の遂行は甚だ容易のことではなくなるのである。國民は生活の苦痛を感じる。戦争は國民の経済力の範圍を越えてゐるといふはなければならぬ時期である。第四には、國民所得の全額を戦費として用ゆる場合であり、國民は、生活の極度の縮小を餘儀なくされる。苦痛は益々加はる時期である。第五は、從來存在し、蓄積せられてゐる國富を消耗する時期である。このときにいたると、一國の経済的施設は、積極的に減退する。戦争の疲勞は益々加はるときである。ヨーロッパ大戦の後期におけるドイツは、この段階に入つてゐた。これらの

戦費の諸段階は、外國がクレディットを許容する場合には、それにいたることを繰り延べることが出来る。

## 二

現代における戦争は擴大性を持つてゐる。それは戦争の地盤である社會的發展によるものである。第一に武器の發達である。現在の戦争は機械化武器によつて行はれ、軍隊の活動は、内燃機交通機關によるのであるから、その戦線は陸・海・空を通じて、巨大な距離を形成する。このことは、南滿を中心として戦はれた日露戦争と、今次の支那事變とを比較すれば明白であらう。かくの如き機械化戦は、従つて、兵員の増大を必要とする。この點について、ドイツのベルンハルディ將軍は、ヨーロッパ大戦の経験によつて、次のやうにいつてゐる。

「人々は過般の世界大戦の當初においては、この戦争によつて、戦場へ繰り出される戦闘員が、これほど莫大であるとは考へなかつたし、又こんなに老大な人員によるとは豫期してゐなかつた。……」

「世界大戦の諸經驗から生ずる最も重要な結論は、一方では、世界史上未だ會つて見ない老大な大部隊の使用——それから生ずる一切の結果を伴つた——であり、他方では、全く新しい戦争手段をつくり出して、多くの古い手段の意義を數倍も増加せしめたところの技術と化學の極めて大きな發達である。この二群の變化は、共に全然異つた他の戦闘條件をつくり出した。……現在の戦争は、地上の戦争、空中の戦争、地下の戦争、海上の戦争、海中の戦争、海上の空中戦であるが、これには數年間に互る不撓不屈の努力が必要である。そして諸國民の全體がこれに動員されるであらう。」

かくの如き戦争準備並に戦争の擴大は、單に戦争當事國のみの問題ではない。戦争當事國の戦争遂行に對して、他の諸國が、政治的にまた經濟的に、これに關與する。政治的にいへば、同盟・協約によつて、軍事相互援助の約を結び、攻守同盟にまで進展することもある。それほどまでに明確な政治的協約または同盟に進展しないまでも、現在並に將來における政治經濟的利權の餌によつて、戦争の援助をなす場合がある。殊に半植民地領域における戦争に對しては、その戦後の當該國家に對する處置が問題となるだけに、列國の戦争に對する態度は、虚々實々のものがあり、その結果戦果を擴大せしめ、戦争を長期化してゐることは、スペイン内亂や支那事變において、われわれの現實に知つてゐるところである。

戦争の當事國に對する第三國の戦争經濟的關係は、第一に武器の供給である。現在武器生産は多くの國において、官營工場によつて、行はれてゐるが、なほ民間に武器製造業者が存在してゐる。英、佛、米、チッコ、スロヴァキアなどには、武器製造業者として巨大な資本を有するものがある。これらは、自國政府の軍隊のために兵器を供給するばかりでなく、世界の諸國に對して、これをなしてゐる。殊に生産力の發達せず、近代兵器の自己供給をなし得ない諸國にあつては、有力國家の攻撃を顧慮して、新式武器の購入をしてゐる。このことは、自國の軍備擴張運動とともに、兵器製造業者の生産力を擴大せしめ、その結果は、武器販賣戦をさへ惹起し、武器製造業者が諸國における戦争熱の煽揚にさへ努めるに至るのである。このことは、ヨーロッパ大戦前にしばしば關係諸國が經驗したところである。而して、單に民間の兵器製造業者ばかりでなく、國營の兵器製造所の如きも、その國と他の國との

政治的關係の如何によつては、兵器を有償または無償で提供する。後進國における革命・内亂などの場合に、その一方に武器を供給することは、南米諸國・支那・バルカンなどにおいて、見られるところである。殊に、後進國を仲介として、先進國が相闘ふが如き場合には、その政治關係によつて、その一方に多大な援助が行はれることは、われわれが眼前に見てゐるところである。支那事變におけるソヴィエツト聯邦の對支援助は、抗日勢力としての共産黨勢力の擴大を目指すとともに、それによつて、わが國の對ソ戰鬥力の縮減を意圖するものである。またイギリスの對支援助は蒋介石政権によつて、その有する在支利權を確保するとともに、わが國の對支進出を阻止せんとするものである。この點に支那事變のわが國に對する世界政治的意味がある。それは蒋介石政権を通じて、ヨーロッパ白色並に赤色帝國主義に對して、闘つてゐることを意味する。

第二は、軍需品材料の供給である。現在軍需品材料は、平時産業、殊に重工業資源の全體を含むといつてよい状態であるから、軍需資源と非軍需資源とを區別することは極めて困難である。しかし、重工業資材並に動力資材の供給は、戦争並に戦争工業に不可欠の要件である。鋼材や銅が如何に戦争に必要であるかは、いふまでもないところである。フォッシュ元帥は、ヨーロッパ大戰當時、アメリカ合衆國大統領に對して石油の供給を懇願した文書の中で、「現在の戦争では、一滴の石油は、一滴の人間の血に均しい價値を有する」といつたのは、現在の戦争で如何に石油・重油・ガソリンなどの燃料が重大意義を持つてゐるかを語るものであり、わが國においては、第七十三議會で「帝國燃料株式會社法」が可決せられ、七ヶ年計畫、七億圓の資金を投じて、石炭液化による人造石油を生産せんとする

計畫などを見れば、明瞭にこの事態を知ることが出来る。従つて、重工業資材並に動力資材の供給如何は、戦争の遂行を助長せしめ、またはこれを阻止せしめる重要な要因であることは明かである。そこで、一國と其の供給國との政治經濟的關係の如何によつては、これが供給を斷絶し、または増加することによつて、これに多大の援助または妨害を加へることが出来る。

更らに純粹な經濟的方法によつて、一國を援助し、他を妨害することは可能である。第一は爲替操作による方法である。この操作は、第三國(妨害または援助の當事國)の金融上の地位が確固たるものであり、被妨害または被援助國の經濟が外國輸出貿易に依存する程度によつて、その被害を被る程度に差異がある。従つて、英・米のごとき、世界金融市場において絶大な勢力を有する國の金融的妨害または援助は、これを受ける側において著しい影響を受ける。第二には、戦争當事國商品に對する援助または妨害である。援助は商品買取量の増加・即時現金拂などの方法は有効であり、妨害は、ボイコットの形態に行はれる。ボイコットは、戦争當事國の對外支拂資金の涸涸を來たさしめ、しかも戦争資材の多くを輸入に依存してゐるとき、最も苦痛を與へるものである。これに對抗するものは、特殊なダンピング政策あるのみである。

かくの如き第三國の戦争援助的關與が、戦争當事國としての弱國に對して行はれ、妨害的關與が強國に對して行はれるとき、こゝに多少の勢力の均衡が生れて、戦争の終結を遷延せしめる結果を持ち來すのである。かくて、戦争が二國間に限定せられてゐても、他國の間接的關與が戦争の規模を増大せしめるし、また種々な國際的協約の設

定によつて、容易に宣戦の布告をなし得ない事情は、第三國をして、戦争に對する間接的關與を容易ならしめる。蓋し、戦時國際法による當然の處置が、宣戦の布告ないために、講ぜられないからである。これらの事情は、戦争を世界的規模に押し進める危険性を持つものである。

## 三

一度戦争が事實上開始せられるとき、戦争能力は單純に戦争當事國のそれに限定せられず、これに關與せんとする國の間接的能力をも計量することを要する事態に立ち到ることは、現在の場合においては、當然である。例へば、一國に航空機製造能力に缺けてゐるにしても、第三國によるその供給と、航空者の派遣または航空技術の教授は、その國に空中戦の可能性を賦與する。その他の兵器戦においても、しかりである。従つて、戦争は、戦争當事國の戦争能力の差異のみによつて、決定せらるゝものではない。これ、現代の戦争が、過去の戦争よりも、常にその規模において、擴大せらるゝ所以である。

現代の戦争は、この點において、戦争當事國の全體を擧げての戦争たる本質を有する。全體戦争が、現代の戦争といはるゝ所以である。戦争は、單に軍隊によつて闘はれるのみでなく、いはゆる銃後の國民までも、その戦争遂行の一員とする。ルーデンドルフ將軍は、この點について、ヨーロッパ大戰の經驗に基いて、その「全體戦争」の中で、次のやうにいつてゐる。

「陸軍も海軍も、その兵力及び兵器は以前よりも強大となつたが、從來と同様の方式で戦闘した。しかし、國民

は過去の戦争におけるとは、全く異つた立場に立つた。即ちその全力を擧げて軍の後方に詰めかけ、且つその内部にまで入り込んだ。……何處から陸海軍の力が始まり、何處で國民の力が終るかといふことは、現今の戦争では、最早限界がつけられなかつた。軍と國民とは一體となつた。實際文字通りの國民戦争であつた。世界列強は、この集結した力をもつて、相拮抗したのである。廣大なる戦線と洋々たる海上において、敵の武力と戦ふとともに、敵國民の精神及び生活力を破壊することに努力したのである。」

「全體戦争は常に軍隊の仕事たるのみではなく、參戰國民の一人一人の生活および精神に直接影響するところのものであつて、これは單に政治の變化(ユダヤ人及びローマ教會の勢力争が益々露骨に政治に顯はれるとともに、諸國民を弱化し、反對國民を窮乏に陥れんとする努力が益々表面化した)のみでなく、人口の増加に伴ふ一般兵役法の採用と、益々殲滅的威力を増して來た兵器の採用とによつて生じたものである。戦争にいろいろの種類のあるのは過去のことである。その後一般市民に各種の爆弾を投下し、且つピラその他の宣傳材料を撒布する所の飛行機の進歩の増加、敵に向つて宣傳を送る放送施設の改良増加等により、全體戦争は一層その深刻味を加へた。既に世界大戰中において彼我軍隊は長延なる正面、深き戦闘地帯において交戦し、その地方の住民は直接自己に戦争の指向せられたと同様の甚しい影響を被つたのであるが、今日の戰場は文字通り交戦國民の全範圍に互るのである。常に軍隊のみでなく、一般國民も亦各部分により程度の差こそあれ、直接敵の戦闘行為の對象となり、又間接には食糧封鎖や宣傳等によつて、ともに戦禍に苦むことは、恰も往時攻圍下の要塞地住民が、武力の壓

迫と窮乏により開城を強要せられた例に似たところがある。即ち全體戦争は常に軍隊のみでなく、直接國民に對しても指向せられるのである。このことは何等の假借なき明白なる現實で、人智の及ぶ限りの戦争手段がこの現實のために用ひられ、又用ひらるべきである。『お前がお前なら俺も俺だ』といふ俚言は、また全體戦争において始めて、びたりと當て嵌まる。このことがすべての参戰國民に全體戦争といふ強力な緊張を起させる。而して全體戦争は、その本質上、國民全體がその生存を脅かされ、かゝる戦争を自ら引受けて立つ覺悟を定めた場合にのみ起り得る。

戦争の物質的基礎は、戦争そのものの規模を極度に擴大して、戦争當事國の全國民・全領土における戦争たらしめたことは、確かに世界大戦以來の戦争の實質的傾向である。こゝで、ルーデンドルフは、クラウゼウィッツを批判して、クラウゼウィッツの「戦争は異なる手段をもつてする政治の延長である」といふ命題を否定してゐる。ルーデンドルフは、クラウゼウィッツにおける政治と戦争の關係を顛倒せしめて、政治の延長が戦争を意味するのではなく、今日の戦争においては、その遂行のために政治のあらゆる方面が利用せられねばならぬといふのである。ルーデンドルフはいつてゐる。

「戦争の本質が變化し、政治の本質も變つた以上は、政治と戦争遂行との關係も、また變らざるを得ない。クラウゼウィッツの立てたすべての理論は、最早全然廢棄せられねばならぬ。戦争及び政治は、ともに國民の生存のために行はるゝものであり、就中戦争は國民生存意志の最高の表現である。従つて政治は、戦争遂行に奉仕すべきものである。」

こゝに全體戦争論における政治の價值論が表現せられてゐる。クラウゼウィッツとルーデンドルフとの戦争の本質に關する命題の價值については、他の機會において論及したから、この場合、こゝに再論することを必要としない。しかし、全體戦争から全體政治が生れるやうに認識するルーデンドルフは、戦争と政治との現象形態のみ、その眼を向けたものであつて、戦争と政治の本質を更らに掘り下げて、その眞の基礎にまで到達したものではない。この點は、自ら「理論の敵」と稱するルーデンドルフのよくなし得なかつたところであらう。たゞ彼が現代戦争の擴大發展の性質をよく把握して、全體戦争の機構をよく表現した點に關する貢獻は、これを否定することが出来ない。

## 四

全體戦争の遂行に當つては、戦争の物質的基礎である經濟力の必要はいふまでもないことであるが、全體戦争であるだけに國民の精神の緊張が高く評價されねばならぬ。近時武力戦・外交戦・經濟戦と並んで思想戦が、戦争の重大な一部分とせられてゐることは、この點において當然である。もし、國民の生活が、戦争と多少の關係があるとしても、戦争の遂行に對して、國民が平時通常の生活の通りに、戦時においても生活し得るし、かくの如き生活によつて、戦争を遂行し得た時代であるならば、國民の精神的緊張はさほど重要なものではない。戦争が國民の生活と殆んど無關係に行はれた中世紀的戦争の如きが、これである。しかし、現代の戦争は既にいつたやうに單なる武力戦争ではない。戦場及び銃後における廣汎な範圍における思想戦(思想的高揚と思想的破壊とを含む)が、重要な戦争の



課題となつてゐる。この點を強調するものに、わが軍部があり、ルーデンドルフ將軍がある。

わが軍部は、思想戦の意義を、次のやうに強調してゐる。

「今日の國防戦争においては、かの世界大戦以來思想戦が武力戦、經濟戦と肩を並べて擡頭し、近代國防戦争の重要な一部門となつたのである。のみならず、平時における國家相互間の生存競争上にも亦、重大な役割を演じてゐるものであつて、近代國防戦争の根本は思想戦、經濟戦が、其の主流をなすものと自覺しなければならぬ時代となつて來た程である。」(思想戦略)

「思想、宣傳戦の中樞機關として、宣傳省又は情報局の如き國家機關が、平時より必要なことは、縷説する迄もない。此種機關の實例を見るに、世界大戦に於ては、相當大規模な工作をもつて、所謂プロバガンダ(宣傳)の名において、近代的一戦争手段たる思想戦が出現した。此のプロバガンダ戦線の勇將は、英國のノースクリップ卿、獨逸ルーデンドルフ將軍、米國に於ては大統領ウィルソン自らであつた。

「戦争の中期より末期にかけて、恐るべきプロバガンダ戦の力は、敵國戦線の後方は固より、其の國內の主要都市、國民の臺所迄猛威を揮つて遂に獨逸側は、この威力の前に崩壊するに至つた。それが武力戦及び經濟封鎖戦と相關聯して行はれたことは勿論であるが、プロバガンダ戦夫れ自體として、独自の立場に立つて、活力を發揮したことは見過すべからざることである。……

「然るに我國に於ける識者中、思想戦觀念の認識十分ならざるもの多きは、頗る遺憾とする所である。蘇聯邦の

組織ある赤化宣傳工作の爲め、如何に我國上下は擧げて苦惱せしか、又滿洲事變を通じて宣傳機關の不備の爲め如何に慘憺たる苦杯を嘗めたるか。又現下の貿易經濟戦に於て列國の宣傳戦の爲め皇國が如何に不利なる立場に置かれて居るか。是等を考ふるとき平戰兩時を通じての思想戦體系整備の急務なることは論議の餘地ない。要は速に之が實現を圖るに在る。」(國防の本義と其強化の提唱)

ルーデンドルフ將軍も、わが軍部と同じ立場にゐる。

「實際將來戦において、國民はその精神的、肉體的及び物質的の力を戦争遂行のために提供するに際し、世界大戦當時とは全く異つた要求を受くるであらう。國防軍の國民に對する依存、就中その精神的團結に對する依存の程度は將來決して減少することなく、その可能なる限り、一九一四—一八年の世界大戦時より遙かに大となるであらう。當時敵國はドイツ國民の一致團結を破壊する爲に適切なる努力を拂つたのであるが、將來は戰鬥力の破摧とともに右の如き努力を併用することが、一般に敵國戦争遂行の目標となるであらう。」(全體戦争論)

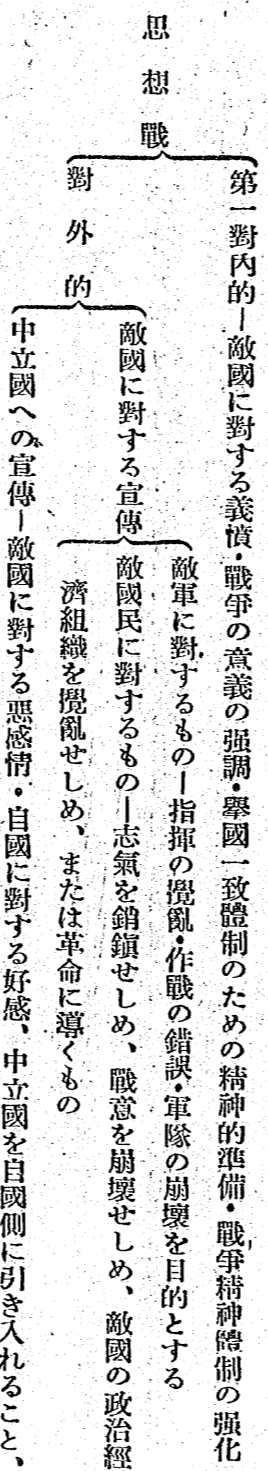
このことは、單に自國と敵國との關係においてのみ認識すべきでなく、自國の國民と軍隊との關係において認識されねばならぬところである。ルーデンドルフはいふ。

「軍隊は國民の中にその根をもつ。要するに國民を形作る一部である。従つて全體戦争における軍の強弱は、國民の肉體的、經濟的及び精神的強弱に左右される。就中精神力は非常な長期に亙る戦争に際し、國民維持のために生存闘争において、必要とする團結力を軍及び國民に與へるものであり、この團結は又國民存亡の爲に行ふこ

種の戦争に最後の決を與へるものである。惟ふに今日何れの國家も軍の装備や訓練を等閑に附してはゐない。而してたゞ精神的團結のみが、國民をして、戦時悪戦苦闘の中に在る軍に終始新たなる精神力を注入し、軍の爲に盡し、戦時の苦難の中においても、將又敵の戦争行爲の下においても、自ら必勝の信念に燃え、敢然として抵抗を繼續させるのである。(全體戦争論)

戦争における精神的要素の重要性については、以上の引用によつて明かである。従來の戦争においても、その精神的要素の強調されたことはある。西洋における騎士道においてあり、殊にわが國の武士道においてよく現はれてゐる。武士道は、武士の日常生活の道德的規範であるとともに、その戦時の規定でもある。武士道的方法によらぬ戦争は、卑劣な戦争行動として排斥せられた。それは現在の戦時國際法の規定に類似してゐるものがある。しかし、武士道の精神は全體的のものでもなければ、宣傳的のものでもない。それは武士といふ一つの社會的身分階層が持たねばならぬ道德的心構であり、規範であつた。従つて、それは戦争との關係においては、その戦争の遂行の形態的規定の意味を持つてゐるに過ぎない。

現代の思想戦は、かくの如き性質のものとは異つてゐる。それは二つの側面を持つ。その一つは對内的の意味であり、その二は對外的意味である。第二は二つに分れる。その一は敵國に對する宣傳であり、その二は對中立國宣傳である。従つて、次のやうに圖解することが出来る。



少くとも、自國側に好意的中立の態度を採らしめることを目的とする。

従つて、現在の思想戦は、國內に對する思想宣傳と思想統制と對外的思想・報導の宣傳とを含む。それは、國民の單なる道德的規範以上のものを含んでゐる。これらのことが、従來の戦争において行はれなかつたのではないが、交通・通信機關の未發達状態は、この種の宣傳の可能性を否定したものであり、且つ今日の全體戦争におけるやうな全國民の戦争への直接または間接の参加を必要としなかつたことによつて、それは發展しなかつた。従來の戦争が、その社會的基礎によつて、その擴大性が限定されてゐたと同様の事情によるものである。しかるに現在の戦争は、國家成員の全體の直接的または間接的動員によつて行はれる。そこに中世紀的武士戦争と現代戦争との最も大きな差異がある。この場合、戦争の参加者は武士といふやうな社會的身分の一定層のみに限定されてゐないことが特徴であり、この特徴が戦争の精神的基礎の確立を必要とする所以である。所有者階級・中間階級・無産者階級の全階級の動員を必要とする現代戦争は、これらのすべての動員によつて、それらの屬する民族全體のための戦争を遂行するのである。従つて、民族全體としての意識が高揚せられねばならぬ。しかるにすべての人は、民族の一員を構成

するには相異なるが、彼等はそれとともに、ある階級の一員でもあり、ある職業層に属するものでもある。この場合、國民の一人一人の日常生活によつて決定されてゐる意識は、一階級の意識であり、一職業層の意識である。日常生活において、この範囲を超越して、眞の意味における一民族的の立場にまで高揚する意識を持つことは、通常人として、多くの困難がある。しかし、この部分的意識を持つて、戦争に關與する場合、彼等は知らず知らずの間に、彼等の階級的または職業的意識から、その行動を判断し勝ちである。その判断が、全體の意識と合致するときにおいては、問題はないが、これと背致する場合には、問題である。かくの如き場合を生ぜしめないためには、豫め全體的意識の何ものたるかを知らしめて置く必要がある。これは日常の教育制度の下においても行はれてゐる。殊にわが國の教育が、下は小學校から上は大學にいたるまで、國體の本義に基く教育を行つてゐて、國家の要望に添ふやうな精神の訓育に務めてゐる。しかし、それは抽象的意義において、さういふ教育が行はれてゐるので、戦争といふ特殊の場合に應じて、その戦争の意義についての精神的統一と時代的要求を明示して、國民をして嚮ふところを知らしめるのは、戦争の遂行に當つて極めて必要である。この意味において、思想宣傳に統制が問題となるのである。

## 五

要するに、現代の戦争は、物質的方面と精神的方面との両面からの準備を必要とし、その準備完全と運用の全備とが、その勝利を齎らすものである。従つて、一般戦争への氣運が醸生せらるゝとき、すべての國は、その國を舉

げ、その財力の限りを盡して、その準備を強行する。ヨーロッパ大戦後十五年間の平和時代は、次に來るべき戦争の準備に過ぎなかつた。そして、大戦及び大戦後において、發生した經濟上・政治上・武力上の變化は、來るべき戦争を一層大規模のものたらしめると豫想された。殊に一九一九年以後の世界恐慌は、各國ともに、その恐慌對策としての植民地獲得またはそれとのブロック強化・防衛を日程に登してゐるため、戦備の充實を當面の問題とした。それは一九三一年以後における各國軍事費の増加において、最もよく現はれてゐる。この時代は民族主義の復興の時代とされてゐる。しかしそれは、單なる民族主義の時代ではなくして、ブロック民族主義ともいふべきものである。ブロック民族主義は、數個の領域——隣接地域または散在的地域——が、一民族の指導的立場において、それらの諸領域の民族の利害を打つて一丸して、主要指導民族の世界的またはブロック領域的指導的立場を擁護しようとするものである。故に、主要指導民族は、それ自體の民族主義を、その醇化した形態において主張する立場にゐない。それは、その民族主義を超越して、新しいブロック民族主義を形成する。そのためには、物質的な基礎を必要とする。經濟的政治的發展が、これらの數ブロックの上に擴大せられて、實質的に指導的民族的地位が確立されてゐることを必要とする。

かくの如き經濟的政治的發展は、ある程度まで、それ自體の中に統制的要素を包含するものである。この自然發生的統制が、戦争の準備時代から戦時に互つて、一層強化せられて、戦時統制に發展するものであつて、戦時統制の可能性は、實にこの自然發生的統制の成熟の程度如何によつて決定せられる。例へば、現に戦争に従事しつゝあ

る日本と支那とを比較すれば一見明瞭であらう。わが國は、徳川幕府の成立以來全國的統一への過程を辿っており、殊に明治維新以後は、名實ともに統一的國家として存立發展してゐる。政治的にも、経済的にも、自由と統制とが並び行はれて、全國に劃一的統制を行ふ場合には、その發展が直ちに基礎となつて、容易に統制の實現を期し得る。しかるに、支那においては、その領域の廣大なると、その上に行はれる經濟生活の未發達状態によつて、いまだその全領域に互る政治的統一が行はれてゐない。蔣介石は、民族主義運動の形成によつて、その成熟をなし遂げるかに見えたが、滿洲事變によつて、滿洲は獨立國を形成し、西藏は英帝國の援助の下に獨立的形態を呈し、外蒙はソ聯支持の下に赤色共和獨立國を形成した。滿洲事變以後において、蔣介石と共產黨とは、抗日民族戦線の形成によつて、全國を統一するかに見えたが、地方將領の中には、民族戦線の形成には賛成者はあつても、實質的統一にはいまだ速いものがある。リース・ローズの幣制改革は、この統一に一つの機縁を與へたものではあるが、それが完成せざるに先立つて、北支事變から支那事變へと發展し、中國の樞要都市は、わが軍の占據するところとなつてゐる。このことは、支那の統制の不充足であることを示すと同時に、支那における自然發生的統制が、いまだその發展した階段にゐないことを示すものである。

要するに、現代の全體戦争においては、その遂行のために經濟的並に精神的統制が必要であるが、この統制の可能性は、その國家におけるそれまでの經濟的發展によつて制約せられるものであつて、この制約を越えての統制は、その所期の効果を擧げ得ないものといはねばならぬ。而して、ある程度の經濟的發展があるにしろ、統制の方法が、

國民一般の協力を得ないやうな方法で行はれるとき、その統制は單に名目だけに止まる場合がある。現在わが國の統制は、ある程度まで、よく行はれてゐるが、戰時的統制の中には、當事者としての官吏に統制の實質に不案内のため、多少の混雜が行はれてゐる場合がある。いはゆる官僚獨善と呼ばれる態度の如きは、統制の運用を阻害するものであつて、當事者として、一層運用の能率を上げる上において反省を要するところであらう。

以上は大體において、戰時における統制の必要を一般的に經濟的並に精神的方面から論じたのであるが、以下において、それらの統制が如何にわが國において行はれてゐるか、そこには如何なる問題が存在するか、この點について、多少論及して見ようと思ふ。

## 第二部 わが國における戰時經濟統制の發展

わが國現代の戰時經濟統制の基礎を形成するものは、ヨーロッパ大戰以後におけるわが國の企業統制化である。ヨーロッパ大戰が、わが國に巨大な經濟的利益を齎したことは、周知の事實であるが、この利益は、單に企業家に利益を與へたに止まらず、わが經濟組織の上に企業の集中と資本の蓄積とを齎したものである。(拙著現代日本の資本主義世界經濟問題講座)しかるに、ヨーロッパ大戰以後において、ヨーロッパ諸國が漸次軍需工業から平和産業への編成替が完了するとともに、久しく戦争のために顧みることの出来なかつたその舊販路に立ち歸つて來た。それは、戦争によつて發展せしめられた生産力をもつて、立ち向つて來た。そして、諸國は經濟的民族主義による

高関税によつて、他國の商品を壓迫したのである。この結果として、當時いまだ高物價を維持して來たわが經濟界は、直ちに、輸出業の不振に見舞はれざるを得ざるにいたり、自然發生的に經濟統制は、先づ輸出品の統制に加へられた。大正十四年「重要輸出品工業組合法」と「輸出組合法」が政府によつて制定された。「重要輸出品工業組合法」制定の趣旨は、次のごとくこの事態を説明してゐる。

「我企業界不振の最大原因は、世界的反動たる不景氣はさて措き、企業組織が大半舊態を踏襲せる結果、企業經營の規模を益々大ならしめて、優良齊一なる製品を多量に生産し、以て世界市場に馳驅せんとする近代工業の趨勢に順應することを得ず、不完全なる設備を有する企業者が雜然として分立し、其間連絡なく、統一なく、徒らに眼前の小利に幻惑して不必要なる競争を續け、製品の齊一向上を期せず、延いて粗製濫造の弊に陥り累を一般輸出品に及ぼしつゝある。この企業組織を改善し、其生産過程に遡つて、之に組織と統制とを與へ……」  
といつてをり、更らに續けて、

「之が方策として重要輸出品に關して、新たに組合制度を樹立し、工業者の覺醒を促し、その共助共榮の精神によりて、同業者相集り、製品の検査を嚴にし、各種の共同施設をなし、組合員の事業經營に組織と統制とを與へ、秩序ある合理的企業經營に依てその製品の改良統一と生産能率の増進を圖り、粗製濫造の積弊を芟除して、輸出品工業の基礎を確立し、以て優良齊一の商品を多量に國際市場に提供し……」  
とある。これは、重要輸出品としての輕工業品二十二品目について、制定されたものであるが、「輸出組合法」の

制定について同様の趣旨に従つてゐるのである。「即ち本法により中小輸出業者間に組織と統制とを與へ、相互の節制により從來の無謀競争その他の弊害を防止すると共に、分散せる勢力を集合して、金融上、その他營業上の便宜を得、更に進んで積極的に各種の適切なる共同施設を行ひ、以てその共存共榮を圖ると共に、我輸出貿易の振興を期せんとするものである」といつてゐる。この場合にも、問題となる統制の對象は、中小工業者並に中小輸出業者に關するものである。この重要輸出品工業組合法は、昭和六年に改正せられて、工業組合といふ名目の下に、その内容に多大の改正が加へられた。即ち工業組合法における工業統制は、輸出品なると内地品なるとを問はず、廣く一般重要工産品に及ぼすものである。組合の機關としての工業組合中央會も一段と強化せられた。昭和六年には、輸出組合法を改正せられた。これは、昭和九年においても改正せられた。第一の制定當時の統制は、製品の検査に重點が置かれてゐたのであるが、今回の改正においては、輸出價格及び數量に重點が置かれ、統制は一段と強化せらるゝに至つた。しかし、これらの輸出品工業に關する統制は、政府が、工業に對する保護獎勵から統制へ乗り出したものとして注目に値するものである。しかし、それはいまだわが工業の中樞的地位を占める大工業への統制ではなく、中小工業に對する保護的統制である。わが輸出品工業の大宗として絹布を別とすれば、その地は雜品工業であつて、わが低廉な勞働力による苦汗制度加工業の保護統制である。これらの輸出品は、わが國の輸出品中の重要なものには相違ないのであるが、わが國工業の基本工業とはいひ得ないのである。

従つて、世界大戰後の不況が深化するに及んで、これらの重要産業に對する保護統制も、また問題とならざるを得

ない。軽工業並に重工業を通じて、世界大戦時代に發展上向の過程を辿つたものであるが、戦後の不況時代には、わが國の産業は、早く恐慌に見舞はれてゐる。この點からも、統制が必要であつたが、世界大戦は、わが工業に多大の利益を齎らしたので、急速の整理合理化を必要としなかつたのである。ドイツの合理化運動は、一九二六七年に起つてゐるが、わが國にそれが唱道され、制度として、臨時産業合理局が商工省に設立されたのは、昭和五年六月のことであり、一九二九年の世界恐慌以後のことである。この世界恐慌の開始以來、わが國は、その農業的方面においても、工業的方面においても、その巨大な影響を蒙り、こゝにわが國の經濟政策の一大轉換が見られるに至つた。その第一の現はれは、重要産業統制法の昭和六年における成立である。

## 二

重要産業統制法は、昭和六年に成立した。昭和六年は、世界恐慌が、アメリカ合衆國に勃發した翌々年であり、滿洲事變の起つた年に當つてゐる。この世界恐慌の深度は、計り知るべからざるものがある。その世界生産・貿易・商業に及ぼした下降の傾向が急激であつたこと、その持続性ととの點において、未曾有のことであつた。工業・農業・金融部門における打撃の深刻であつたことは、こゝに叙説するまでもない。殊に農業部門の恐慌は、農村の破局をさへ思はしめるものであつた。この世界恐慌の影響に拍車を加へたものは、當時の大藏大臣井上準之助氏の金融出禁止解除によるデフレーション政策の敢行であつた。この政策によつて、中小企業者の状態は益々悪化した。わが經濟の生活全面的悪化ではあつたが、この全面的經濟危機において、大企業は、その有する經濟力によつて、何

等かの維持または打開策を有する。それは資本の勢力による企業集中を敢行して、生産規模の維持・價格の維持をなさんとするものである。巨大なコンツェルン・トラスト・カルテルの組織は、かくの如き大資本を中心として結成せられる。それは資本主義發展の必然的結果であつて、一度資本主義が、その自由的段階から獨占的段階に入る過程において、また獨占的段階の完成以後において、採用せらるゝ政策である。わが經濟界は、大正の末期から昭和の初期において、この段階に達した。この傾向を強化し、世界恐慌の影響を出來得るだけ縮減しようとしたものが、重要産業統制法である。條文三箇に過ぎない簡單なものではあるが、わが統制經濟進展の上には、最も特筆すべき法制である。いまその全部を擧げよう。

第一條 重要ナル産業ヲ營ム者生産又ハ販賣ニ關シ命令ノ定ムル統制協定ヲ爲シタル場合ニ於テ同業者二分ノ一以上ノ加盟アルトキハ命令ノ定ムル期間内ニ之ヲ主務大臣ニ届出ツヘシ之ヲ廢止變更シタルトキ亦同シ  
前項ノ産業ノ種類ハ統制委員會ノ議ヲ經テ主務大臣之ヲ指定ス

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル産業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル事項ヲ主務大臣ニ届出ツヘシ  
第二條 主務大臣前條ノ統制協定ノ加盟者三分ノ二以上ノ申請アリタル場合ニ於テ當該産業ノ公正ナル利益ヲ保護シ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲テ必要アリト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ當該統制協定ノ加盟者又ハ其ノ協定ニ加盟セサル同業者ニ對シテ其協定ノ全部又ハ一部ニ依ルヘキコトヲ命スルコトヲ得  
第三條 主務大臣第一條ノ統制協定カ公益ニ反シ、又ハ當該産業若ハ之ト密接ナル關係ヲ有スル産業ノ公正ナル

利益ヲ害スト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ其ノ變更又ハ取消ヲ命スルコトヲ得

これが重要産業統制法の全文であるが、當時の商工大臣俵氏の説明によれば、わが産業界における「無謀なる競争」を緩和し、これに統制を與へて、國民經濟の健全な發展を期するといふにある。その統制對象としては、輸出品工業組合法が中小工業の統制を目標としたのに対して、重要産業統制法は、大工業の統制を目標としてゐる。この重要産業統制法の適用を受けつゝある産業は二十四種に登つてゐる。綿絲紡績業・絹絲紡績業・人造絹絲製造業・カーバイト製造業・晒粉製造業・硫酸製造業・酸素製造業・硬化油製造業・セメント製造業・二硫化炭素製造業・精糖製造業・合金製造業・洋紙製造業・板紙製造業・小麥粉製造業・銑鐵製造業・棒鋼製造業・山形鋼製造業・鋼板製造業・銅又は眞鍮の壓延板製造業・揮發油製造業または販賣業・麥酒製造業・石炭鑛業・線材製造業がこれである。

この法令の適用を受ける製造業は、如何なる統制を實行するか。それは、法令の定めるところによつて、主としてこれらの製造業における自己統制であつて、第二條の規定は、いはゆるアウトサイダーに適用せらるゝものである。この點において、この法令は、カルテル強化の意味を有する。重要産業におけるカルテル化は、既にこの法令の成立以前において進行しつゝあつたのである。この法令は、この事態の發展に法的根據を與へ、アウトサイダーに關する規定を設けることによつて、これを強化し、カルテル化を容易化し強化せしめる役割を演ずるものである。この法令は、その施行令第一條により

一 生産制限又は操業短縮に關する協定

二 生産分野に關する協定

三 注文割當に關する協定

四 販賣價格其他これに影響を及ぼすべき取引條件に關する協定

五 販路に關する協定

六 販賣數量に關する協定

七 共同販賣に關する協定

を届出ることとなつてゐ、この届出によつてこれらの協定は法的強制力を享受することになつて、この協定に従はない業者が出現した場合、——即ちカルテル結成者でもアウトサイダーでも——第二條の發動をカルテル結成者の三分の二の要求ある場合には、要求し得ることになつてゐるのであるから、カルテルは法的に強化せられたといはねばならぬ。こゝに恐慌對策としてのカルテル化が、その法的根據を持つことになつたのである。そして、統制經濟への新らしい道を拓いたことは、輸出組合法の改正によつて、工業組合法が出現した以上の意義を有する。それは、わが經濟界の殆んどすべての重要産業をその中に包含してゐるからである。

三

重要産業統制法が成立した昭和六年は、また滿洲事變が勃發した年である。滿洲事變は、わが滿蒙の軍事的並に經濟的生命線に對する蔣介石、張學良政權の中華民族主義的排撃政策に對する反撃である。わが國は、世界恐慌の

影響を受けて、非常な経済的困難に遭遇しつつあるとき、わが最大の権益地域における支那側の不法な攻撃は、われを立たしめたものである。その不當なる行動を反撃し、わが正當なる権益を擁護することは、當然の正義を主張することであると同時に、わが経済的権益をも主張する結果となる。日露戦争十萬の人命によつて獲得し得た唯一の権益地域であり、国防の第一線である領域の擁護維持は、わが朝野の全體的支持の下に行はれた。而して、事變の戦線は、全滿洲と熱河省とに互り、日露戦争よりも、廣大な戦線を持つものであつた。

滿洲事變は、本格的戦争といふには、その相手たる張學良政權の軍隊が、あまりにも脆弱であつたが、その外交的部面においては、種々の問題を持つてゐた。滿洲と國境を接するソヴェート聯邦は、當時はなほ滿洲問題に對して消極的態度を持つてゐたが、その第一次五ヶ年計畫に軍事工業的意義を加重して、わが國に對する防禦的または攻勢的姿勢を採り來つた。國際聯盟では、イギリス・フランスの支配下にあつて、群小諸國の反日決議が、理事會においても總會においても繰り返され、わが國は孤立化するの止むなきに至り、同問題の調査のために、リットン調査團が派遣され、わが國に不利な報告がなされたことは、周知のことである。アメリカ合衆國は、九國條約その他を種として、スチムソン國務長官による抗議を繰り返した。かくの如き國際情勢の中において、わが恐慌の進行は、遂に昭和六年末において、金輸出再禁止を斷行するまでに至つた。

國內における問題、殊に農村の破局的状態や政黨政治家の國際問題に對する無關心に對する憤懣を徹底的に解消すべしといふ急進的議論が發生した。思想問題としての共產運動は地下運動であつたが、この國家萬難の時代にな

ほその餘勢を保ち、青年層を毒しつつあつた。かくの如き政治的・經濟的・社會的事態に對して、民族主義的態勢による改革を實行せんとする要望が高まり來つたのである。そして、このことは、國際的孤立状態に對する實力的解決策としての軍備擴大の要求が、その先頭に置かれた。五・一五事件以後の諸運動・諸事件の中樞的要素は、これであつた。昭和六年以後のわが政治的要求の最も大なるものは、軍備擴張のそれであり、戦争準備のための國家體制の要求である。

當時から世界においても、わが國においても、戦争への行進は顯著に現はれてゐる。而して、「將來の國際的抗争は、智能と智能との競争であり、組織と組織との争闘であると謂ひ得る。従つて勝利の榮冠は對手方に優る創意と組織とを有する者に與へられるとも言ひ得るであらう。」(國防の本義と其強化提唱)しからば、この創意と組織とは何であるか。このことは、思想・經濟・政治・軍備の上のいづれにおいても、要求せらるゝのであるが、こゝでは政治經濟上の問題についてのみ言及しよう。陸軍省の小冊子「近代國防の本質と經濟戰略」には、次のやうに記されてゐる。

「まづ第一に、平時國防上に於ける計畫經濟の必要が必然的である。近代戦争が國力戦である以上、平時凡ゆる産業は、何れも國防戦争の基礎たるものである。従つて、これら全部の産業及び金融等は戦時となれば、急速なる國家總動員の實施に依つて、統制運営せられなければならない。

故に國家は平時から一般國民の經濟生活の向上を目標とすると共に、國防の要求をも基礎として、經濟運營の



全般に亘つて必要な統制を施さなければならない。従つて現下國民經濟の行詰りを打開すると共に、近代國防の要求を充足するため、經濟の國家統制を實施しなければならないことは、自明の理ではあるが、然し獨占的支配的立場にある産業經營者又は金融業者等の營利の目的のみのために、國民全般の經濟生活の向上や、國防上の要求を度外視して、統制を進めることは、斷乎として排撃しなければならない。」

この一節の主張するところは、統制經濟による國防の充實と國民生活の向上である。而して「現下の國民經濟の行詰りを打開」せんとするものである。従つて、國防充實の根本的要求の下に、國民經濟即ち資本主義經濟の行詰りの打開、國民生活の向上を要求するものであつて、かくの如きは、組織全體の修正ではないにしても、その基礎的精神の更新であらう。國防と國民生活組織のイデオロギーについて、陸軍當局の主張するところは、次の如くである。

「以上の綜合的國力戰の勝者たらんが爲めには、國家の全智能の一元的發揮が不可欠の要件であり、之が爲めには、平時より國防體系が完成してゐなければ到底其の機能を發揮することは出来ない。今日庶政一新の高調せられつゝあるのは、一般政治的見地に於て從來の利己的個人主義的施設、自由主義的政治行政が行詰りを來し、更始一新するにあらざれば、國家の躍進繁榮並に國民全體の幸福を庶幾し得ない情勢となりつゝあるに因るのであるが、他方國防的見地より見れば、庶政一新は日本精神を基調とし、近代國防の要諦に合致せる全體主義的國家の體制を整備し、國力の合理的運營發揚を庶幾せんとするに存する。従つて、國防の見地よりして、平時に於ては、發動せざる力であり、有事の日武力戰の手段たる軍備の充實と、廣義國防の根基たる庶政一新とは、不可

分一體關係に在るものであつて、今回の軍備充實と併行して軍が庶政一新を要望しつゝあるは誠に故ありと言ふべきである。兩者の爲め必要とする經費は、國民賦新嘗膽するとも、之を捻出するの決意が絶対必要であり、之無くして我國の國防全きを得ず、國家の躍進亦期するを得ないのである。(陸軍軍備の充實と其の精神)

國防充實の問題を中心としての政治と經濟上の更新を主張するところに、廣義國防論の基礎がある。わが國における廣義國防論の擡頭は滿洲事變以後、殊に五・一五事件を契機とするのであるが、その動因は、それ以前に存する。それは第一に、近代の劃期的戰爭としての世界大戰における戰爭の規模に對する認識に發し、第二に戰爭と國內不安の克服の手段としてである。わが軍部における動因は、以上二つの世界的現象に對する認識による事は勿論であるが、一、大戰後における平和思想に順應した軍縮に對する不満及び反動、二、積極的大陸政策遂行の要望、三、そのための兵力及び軍事需要増加の必要、四、兵士供給の源泉としての農村の破局的崩壊、五、將校の中間階級出身によるその生活態度、六、將校の強烈な國家主義などを、その原因として擧げることが出来るであらう。而して、廣義國防の第一義は國防の充實であり、そのために政治及び經濟における「革新」が要望される。經濟的方面において、「國防の本義と其強化の提唱」の主張するところは、全體主義的經濟觀であり、その中において、國民生活の安全、農山漁村の更生、創意發明の組織の三項目が要求されてゐる。かゝる問題が内閣の政綱の上に採用せられたのは、二・二六事件直後に成立した廣田内閣の政綱においてである。

## 四

廣田内閣以前においても、国防の問題は採り上げられてゐる。滿洲事變以後、滿洲事變費及び軍備の應急施設費として、国防費は急激に増加したのであるが、庶政一新の意味において、国防中心の財政及び経済政策が採用されたのは、廣田内閣における馬場財政においてである。それに續く結城財政は、その多少の變改による繼續である。しかし、廣義國防的意義における庶政一新は、先づ政治的方面において主張された。五・一五事件における犬養首相の射殺は、政黨政治に対する變換の要求であり、血盟團の行動は財閥と政治の關係に對する一の抗議であつた。相澤中佐事件の如きも、同じ意味を持ち、二・二六事件もその繼續運動である。しかるに、二・二六事件直後の廣田内閣の組閣に際しては、寺内大將の政治的イデオロギーとしての自由主義の排撃があり、馬場財政に對する政黨側の反對氣勢は、これに對する彈壓の形勢を強化し、林内閣の組閣に對しては、政黨員にして、閣僚たらんとするものに、黨籍離退の要求があり、事實上、政黨を閣外にシャットアウトしてしまつた。而して、議會最終日の解散の如きが強行せられたし、企劃廳設置問題の如き政治の一元的強化の問題がある。かくの如く見れば、廣義國防的庶政一新の要求は、先づ政治的であり、その許容される範圍も先づ政治的方面である。

林内閣における結城藏相の地位は、軍部大臣に次いで重要であるが、そのしかる所以は、彼が馬場財政の多少の修正者として、いふところの抱合財政、または抱合ひ政策の主張者であるからである。抱き合ひ政策なるものは、廣狹兩義における國防論の折衷の見地に立つものである。國內及び國際情勢上軍備の充實の不可欠なことは、廣狹兩論者の均しく認めたところである。この點については、何等の異論のないところだ。たゞ廣義國防論者は、戦争の

意義を平時にも擴大して、平時戦時を通じての綜合的組織によつて、これに應ずるために、一の戦争社會體系、國防國家を主張するのであるが、狹義國防論者は、かくの如き綜合的組織の重要性を認識するものであるが、軍部としての主要目的は、武力的軍備を充實することに専念して、戦争の必要に應ぜんとするものである。従つて、前者は全面的統制を主張するに對し、後者は軍需關係の統制にのみ力點を置くのである。しかし、廣義國防論の革新的要求は、全體主義國家體系にあるが、これは社會主義的組織を意味するのではない。それは寧ろ社會主義——國家社會主義を含めての——に反對する。それは、個人主義・自由主義に反對するものであるが、なほ「國家の要求に反せざる限り、個人の創意と企業慾とを満足せしめ益々勤勞心を振興せしむること」を「現經濟機構の變改是正」の一方案としてゐることによつても明かであらう。(國防の本義と其強化の提唱)而して、ドイツ、イタリイの例に見ても、その全體主義經濟觀によつて、現在の資本主義の全面が變改を企圖してゐないことは明かである。

かゝる見方からすれば、結城藏相の抱き合ひ政策なるものは、廣狹兩國防論と經濟の要求との融合である。このことは、總選舉中に發表された林内閣の八大政綱(昭和十二年四月十日)によつて明かである。また結城藏相の手形交換所聯合會の席上における演説によつても、これを知ることが出来る。(四月二十日)林内閣の組閣の當時において、結城藏相は、馬場財政の修正を主張して、國防充實と國民生活の安定との關係を放棄したやうに、生産力擴充のスローガンを擧げた。このことは、馬場財政による軍事費の老老化とその消化力が問題とされたので、消化力の増大は、生産力の擴充にありとする見地に立つと同時に、豫算の老老化を多少牽制する意味において、軍事費以外

の豫算殊に地方交附金に削減を加へた。これは、一般の政費を節約して、軍事費（實行見合せ額四千六百萬圓はあつた）をそのままにする軍事豫算中心主義である。この點において、結城財政の狭義國防の本質を現はしたものとされたのであつた。

この結城財政の本質は、今後とともに、根本的變化のないものと考へられるが、林内閣の八大政綱中における廣義國防が要求をどの程度にまで實現するか、その變化の程度が懸つてゐる。しかし、四月二十日の結城蔵相の演説は、中小商工業・農山漁村の更生の如き題目に關説してゐるが、その大本は生産力擴充が依然として、中心問題を形成し、經濟に對して急激な變化を加ふべからずといふわが歴代の蔵相のイデオロギーを繰返し、公債消化の問題に對しても、強制手段を採らず、金融の如きも、統制手段に訴へることを否定してゐる。而して物價の如きに對しても、生産力擴充による物資供給の増加といふ自然的效果を期してゐるところから見ても、物價對策委員會の組織顔振れについて見ても、一般物價の低廉を齎らすとは考へられないし、一般物價の低廉化は、大衆にとつて歓迎すべき一面があると同時に、生産力擴充を期する企業の新設増大には障害となる。従つて、投機抑制・原料の低廉化政策の如きものに落ち付くものと見てよい。更らに結城蔵相はその演説の結論に、個人の旺盛なる創意の活動を主張し、それによつて國家の目的に奉仕せんことを要求してゐる。結城蔵相の主張は、「大乗的な自由と統制」であり、小乗的官僚的統制を斥けてゐるのである。この國家の大乗的統制なるものに、廣義國防論の主張を、更らに、個人創意の活動を主張する點に狭義國防の實際的要求を満足せしむる折衷的立場がある。

## 五

結城財政は、林内閣の崩壊によつて、その抱合政策を充分に實現することなくして終つた。しかし、近衛内閣の出現によつても、急激にその財政政策が變更されるものではない。賀屋蔵相の財政は、原則として結城財政の繼續であり、軍事財政であつた。賀屋氏は、その就任と同時に、生産力の擴充・物資需供の適合・國際收支の均衡のいはゆる財政經濟の三原則を發表したのであつた。この三原則は、結城財政の抱合政策が、軍備の充實を第一線に置いたと同じ意味において、軍事需要充足第一主義である。しかるに、近衛内閣組織後、間もなく北支事變の勃發から、支那事變への全面的戦争の發展があり、いまだ準戦時經濟體制の完成を見ない内に、戦時の必要を充足すべき段階に突入したのである。従つて、統制は一段と強化せられざるを得ない。賀屋氏はいふ。

「消防に出てゆくからには、ゾロリとした着物の儘では役に立たぬ。然るべき火事裝束をつけ、各々部署を分ち、整然たる統制の下に作業をやらねば消防の目的を達しない。戦費を賄つてゆくのもこれと同様で、平時と同様の經濟政策で現下の時局に、その儘對處してゆくことは、丁度火事場へゾロリとした恰好で懐手で乗込むのと似てゐる。私が前に非常時には、非常の陣立と緊張した心構えを必要とすると述べた所以である。(統後の財政經濟)この統制のために最も必要な政策として考へられてゐるのが、(一)物資及び資金の調整(二)貿易の調整である。

前者のためには、臨時資金調整法があり、後者のためには、輸出入品等に關する臨時措置に關する法律がある。この兩者は要するに、物資需給の適合調整を、一つは資金の方面から、他は貿易の方面からみたもので、相互に密接

な關聯をもつてゐる。兩者は相俟り、相俟つて、物資及び資金を戦争目的のために増大し、集中せしむると共に、不要・不急の方面に物資及び資金が消費されるのを防ぐのが、その根本で、この點は時局に處する政府の経済政策の根幹である。」(銃後の財政経済) この政府の経済政策は眼前の戦時需要に對して、應急的施設を實行する意圖に出たものであつて、從來廣義國防の名の下に要求せられてゐる諸改革は、この際において、實行すべきでないといふのが、賀屋氏の意見である。

「今後と雖も戦局の進展に伴ひ、財政経済の上において施設、改革すべきものあるは免れないところであるが、私としては飽迄國民諸君の協力を得て、必要なる方面に處する施設、改革は之を勇敢に斷行すると同時に、所謂「改革のための改革」や、時局に藉口してドサクサ紛れに、不要な變革を行ふやうなことを斷じて避けたいと考へてゐる。財界一般に對しても、時局に必要な調整はこれを行ふけれども、徒らに急激なる變革を斷行することは、却つて産業の基礎を破壊して、財界を混亂に導き、結局において、軍の戦闘力を減殺して戦争遂行の目的を達することができないと信ずる。要するに私は正を履み、中を執つて出きるだけ時局の財政経済の圓滑なる運行を計り、銃後の守りを堅くして戦争の成果を収めたい所存である。」(銃後の財政経済)

賀屋財政の根本觀念は、結城財政のそれを引き繼ぐものであり、財界に對する急激な變動を避けるといふ點において、わが歴代の藏相のイデオロギーを持つものである。故に支那事變勃發後において、採り來つた政策は、この事變の運行を經濟財政的に如何に圓滑にするかといふ點に集中せられてゐる。

いま支那事變の戦費について見るに、昭和十二年七月七日に蘆溝橋事件が勃發してから、七月二十三日から八月七日にいたるまで特別議會としての第七十一議會が召集されたのであるが、先づ北支事變費として、九千七百萬圓が昭和十二年度追加豫算として計上されたのである。しかるに、この特別議會中事變は進展を見たため、更らに四億一千六百萬圓の軍事費が計上可決せられた。兩者合計五億一千三百萬圓である。特別議會終了後事變の軍事行動は、上海にも及んで戦線は著しく擴大して、最初の帝國政府の不擴大方針は、支那側の攻勢のためにこれを堅持することが出來ず、全面的戦争へと進展した。こゝにおいて、九月には更らに臨時議會として七十二議會が召集せられ、支那事變費二十億一千三百萬圓が、十三年初頭までの費用として計上された。特別議會の支那事變費と合計すると、二十五億三千六百萬圓である。十二年度通常豫算の八割強の金額が六七ヶ月の事變費として使用せらるゝのである。更らに、十二年十二月から十三年三月までの通常七十三議會においては、一ヶ年の事變費として、四十八億八千六百萬圓の支出が可決せられた。昨年度分と合計するときは、七十四億二千二百萬圓の巨額に達する。日清戦争の繼續期間九ヶ月、戦費二億五千萬、日露戦争の繼續期間一年八ヶ月、戦費(臨時軍事費・各省臨時事件費)十九億八千六百萬圓に比すれば、非常な巨額であるといふべきである。しかし、これは物價の騰貴・國民所得の増加・生産力の増大などの諸因子を、計算の中に入れねばならぬことは勿論であるから、現在のわが生産力・國民所得・國富との比較においては、敢へて非常な巨額とはいひ得ないであらう。

たゞこの軍事費は(一)現地諸費用(給料・物資買上代金・勞働賃銀・運賃など)(二)國內における軍需品買上げ代金

(三)兵器改良蓄積のための資金(四)国外からの物資(軍需原料品及び軍需品)のために支出せらるゝのであつて、国内の産業を刺戟することは、當然である。軍需品工業の振興は、いふまでもない。これと同時に、外国からの買付も激増することが考へられるから、種々な點において、国内への影響を持つのである。物資の不足・物價の騰貴・跛行的景氣による一部の好景氣と一部の不況である。これらの諸問題に對して、賀屋氏は、物資需供の調整・生産力の擴充・國際收支の適合の三原則を強化しようといふのである。

支那事變費の大部分は公債によつて支辨せられる。増税による部分は、臨時租税増徴法による三億五千萬圓程度であつて、その他はすべて軍事公債の發行によつて、支辨せられる。通常豫算における赤字公債は、なほ十億圓ほど有するから、兩者の合計は五十六億圓に達する。これが十三年度公債募集豫定額であるが、公債百億の聲に財政的危機が叫ばれてゐた數年前の状態に比すれば、殆んど隔世の感がある。これだけでもわが經濟界に、何等かの變革的變化を與へることは豫想し得ることではなくてはならぬ。賀屋氏が豫想してゐる以上の統制が來るものといはねばならぬのである。

## 六

軍需品・殊に兵器の供給には、多大の歳月を必要とする。殊に普通の平時重工業工場も即時に軍需品工場に轉換せらるゝものではない。この點に關して、ベルリン景氣研究所の研究は次のやうに報告してゐる。

「アメリカの例によると、軍需品の大量補給には、約十八ヶ月を必要とした。實際普通の機械工場が巨大な軍需工場に果して轉換し得るであらうか。或ひは少くとも僅か二三日或ひは二三週間の間に機械工場が軍需品の生産を遂行し得るやうになるなどは、全く考へられないことである。若し平時に機械設備の餘力が多分に存したのであれば格別であるが、この様な生産の基礎が用意されないならば、軍需品の生産が軍隊の高度な必要に遅延することは、不可避的なことである。

勿論工業の轉換期間がどの程度に繼續するかは明瞭には判断しない。この點についてアメリカの軍事専門家の考察によると、その期間は、一般的に十二ヶ月乃至二十ヶ月が代表的なものであらうとされてゐる。」(戦争と經濟總動員)

而して、一般に一國における生産力の發展と軍需供給の關係については、「經濟的技術的に後れてゐる國ほど、動員的轉換も亦遲滞を示してゐる。重工業の發展が貧弱で、機械工業が不振であり、化學工業も未發達にある國ほど、工業動員における轉換が遅滞するものである。」(戦争と經濟總動員)従つて、軍需工業は常に國防の要求に應じて養成されてゐなければならないのである。わが國においては、その經濟生活の近代の出發點において、當時の國際情勢上の必要から、主として軍事工業を充實する必要があつた。この政府の政策があつたればこそ、日清戦争に勝利を獲得することが出來たし、日清戦争後においては、三國干涉などの外的壓迫が去つてゐなかつたので、軍事的施設及びその補給工業充實の政策は常に眼中に置かれてゐた。日露戦争においても、ある程度の外國製兵器が用ひられたことは、事實である。それは、戦費十八億八千萬圓の内、九億圓が外債によつて、支辨せられたことによつて

も、知ることが出来るであらう。しかし、わが國の産業にあつては、軍事工業は、國營によつて、常に巨大な企業形態を持つてゐた。ヨーロッパ大戦の経験は、この必要を痛感せしめ、大正七年には、「軍需工業動員法」が制定され、工場管理・労働者管理に關する廣汎な規定が設けられたのである。その行政機關として、軍需局が設置せられ、審議機關として軍需評議會が設置せられた。その後軍需局並に軍需評議會は廢止せられたのであるが、昭和二年に至つて、資源局が設けられ、四年には「資源調査法」が制定せられ、それに基づいて、商工省は「工場調査規則」を公布した。かくの如く、純粹に軍事工業を目指した統制法の外に、一般産業の統制は、經濟狀態の悪化とともに進展し來つたのであり、この統制の進展は、昭和六年の重要産業統制法に到つて、その大本が規定されたといふべきであらう。その後においても、恐慌對策として、また財政的インフレに順應する特殊工業の統制における國家權力は徐ろに確立せられつゝあつたといはねばならぬ。その重なるものを列擧すれば次のやうなものである。工業組合法改正(昭和六年)・輸出組合法改正(昭和六年)・蠶絲業組合法(明和六年)・電氣事業法改正(昭和七年)・製絲業法(昭和七年)・商業組合法(昭和八年)・日本製鐵會社の設立(昭和八年)・米穀統制法(昭和八年)・石油業法(昭和九年)・輸出生絲取締法(昭和九年)・原蠶種管理法(昭和九年)・興中公司の設立(昭和十年)があり、廣田内閣において、第六十九議會を通過した經濟立法には、重要産業統制法(改正)・米穀自治管理法・産繭處理統制法・重要肥料業統制法・重要輸出品取締法・自動車製造業法がある。なほ廣田内閣の行ふとしたものには、航空機製造保護、帝國燃料工業株式會社の設立・人造石油製造事業法・燃料用酒精混用法・製鐵事業法・電力國家管理などがあつたが、いまだその實現にはいたら

なかつた。

これらは、いろいろの法案について見ても、經濟に對する國家統制が如何に進展して來たか判明するであらうし、それがまた軍事的需要を中心として、發展し來つたことも明瞭であらう。

### 七

近衛内閣は支那事變に遭遇して、この軍需的統制を一段と進展せしめる必要に會した。近衛内閣の第一次大藏大臣たる賀屋宣興氏の立場については、既に記するところがあつたが、賀屋氏のいはゆる財政經濟の三原則——物資需給の調整・生産力擴充・國際收支の適合——に對應して、事變處理の財政經濟政策が樹立されつゝあつたのである。第七十三議會は、このための法案が山積せられたのであるが、支那事變といふ壓力は、これらのすべての法案を、その最大最高なる國家總動員法とともに、通過せしめてゐる。

事變遂行のために最も必要とするところは、戦争資材の豊富な供給であるが、このためには賀屋氏の財政經濟の三原則を確立することが必要である。第一に事變關係の資材配給について、軍用食糧としての「米穀の應急措置に關する法律」が制定された。これは、軍の食糧として多量の米を一時に買上ぐるための米價の變動することに對する措置法である。「臨時馬の移動制限に關する法律」は軍馬徵用に關するもの、「臨時船舶監理法」は、軍需輸送のための莫大なる船舶需要に關する法律であり、その他に「軍需工業動員法の適用に關する法律」がある。これらは事變遂行資材に對する臨時的措置法である。

軍需物資の需給調整に関するもので、生産力の拡大を目標とするもので、近衛内閣の手によつて、法制化したものに、重要礦物増産法・石油資源開発法・工作機械製造業法・航空機製造業法などがある。これらの諸法制は、軍需資源として必要な資材の獲得に對し、または軍需資材そのものの生産に對する保護法である。これらの法律の多くは、その對象とする事業の發展に對して助長することを目的とし、大體その大企業形態における生産業を保護するもので、大體所得税・營業税の五ヶ年間免除・工場敷地獲得のための土地收用法の適用などの保護を與へ、資本金三百萬圓以上の企業、即ちこれらの資材を大規模において生産し、多量に供給し得るものの保護助成であり、五ヶ年の保護期間を置くことにおいて、重工業助成五ヶ年計畫ともいひ得るであらう。

この軍需生産の増加・輸入資材の調整を資金方面から遂行しようとするものに、第七十一議會で成立した臨時資金調整法がある。この法律を資金を軍需資材の生産に集中しようとするものである。賀屋宣興氏の説明によれば、それは次のやうな目的を持つてゐる。

「支那事變の進展に伴ふ軍需資材の需要の増大に對應するためには、第一に、直接軍の需要に充てられる物資の潤澤なる供給並びにこれに伴ふ國防關係産業の生産設備の飛躍的擴張・原料の確保及び資金の供給を必要とする。次に國際收支の均衡をはかる上からすぐに輸出増進または輸入の防遏に效能のある産業に對して必要な物資と生産擴充資金の供給を必要とする。要するに此際としては國內の物資と資金を時局に必要な方面に動員集中しなければならぬ。第七十二議會を通過した臨時資金調整法は、かゝる必要に應ずるために制定されたもので、時

局に鑑みて不急、不要の方面に資金が吸収されるのを抑制し、一方必要な方面にはドシ／＼資金を供給しようとするものである。資金調整法は名の通り資金の調整を規定し、物資の調整については直接觸れてゐないが、元來物資と資金とは表裏の關係にたつものであつて、資金の調整によつて當然物資の調整ができるのである。

臨時資金調整法の内容は、事業資金の調整が中心であるが、資金調整の積極的方面として、(一)興業債券の發行限度の擴張(二)時局産業會社の増資並に社債發行の特例が規定され、貯蓄債券の發行、金融事項調査權限の委任等の事項をも併せ規定してゐる。(銃後の財政經濟)

臨時資金調整法は、軍需關係生産業・輸出品生産業への資金の調整と、その資金の調達を中心として考へられたものであり、生産力擴充政策の中樞的政策を形成するものである。

國際收支の適合は、爲替相場の維持、いはゆる對英一志二片堅持の方針をもつて、行はれる。軍備擴張財政の採用以來、わが國は常に輸入超過の状態にあり、國際收支の關係は常にわれに逆であるが、昨年の支那事變以後は、その趨勢を加重した觀があり、金の現送をも必要とするに至つてゐる。そのみでなく、事變以來輸出は、世界物價に對して、一割以上も上廻るわが物價のために輸出價格の高きことと、事變關係による對日惡感情によつて、わが輸出貿易は著しい減退を示してゐる。本年の五月末までの輸出集計は、十億六千八百萬圓であるが、昭和十二年度の同期に比して、約一割八分の減少を示し、圓ブロックである滿洲國・北支・中支への輸出部分を控除するときは、實に三割五分の輸出減退であり、わが國收支の上において、憂ふべき現象を示してゐる。國際收支の手段として金

が使用せられてゐることはいふまでもないが、この目的のために産金法によつて、金の増産が奨励せられ、爲替管理法の強化によつて、輸入制限に均しい政策が採用せられてゐる。しかし、わが國の經濟状態は一層の統制が加へらるべき状態にある。

## 八

こゝに、賀屋藏相に代つた池田藏・商工相は、物資調整の全面的政策を採用するに至つた。それは、一月十六日に國民政府を相手とせずとの聲明以來の戦線擴大をも考慮に入れてゐることは勿論である。それは物資需給動員計畫である。六月二十三日の閣議は、これを決定して、聲明書の形態で、これを發表して、國民の協力を求めるところがあつた。その聲明書全文は次の如くである。

「支那事變は徐州陥落により戦局の一大進展を見たるも、その前途は尙遼遠なり、第三國の支援を待み長期抵抗を標榜する國民政府の徹底的潰滅のため、兵力は逐次増進せられ、今や我國有史以來の大軍は、陸海空に奮戦を重ねつゝある、この秋に當り銃後施設よく作戦行動を支障なからしめ、以て帝國所期の目的を達成し、東洋永遠の平和を確立せんためには、國家の凡百の施策を、戦争目的貫徹に集中し、官民一體長期持久の戦時態勢を確立し、以て時局に對處せざるべからず。

之が爲め當面の急務は、物資の統制運用を最も有效適切ならしむるにあり、即ち萬難を排し輸出の振興、生産の増加、配給消費の統制に關する政策の決定強化を圖るの要益々緊切なりとす、こゝに於て政府は新事態に即應し

軍需品及び輸出原料充足を優先とする物資需給の政策を樹て、これが遂行上緊要と認むる下記の諸方策の徹底的實行を期し以て國防の安固、國民經濟の維持を圖ることに決せり。

- 一、軍需資材の供給確保、輸出の振興及び國民生活維持、爲替相場の堅持の爲め現在以上の物價騰貴を抑制するに必要な措置を講ずるとともに基準價格、公定價格の設定等の外、消費節約及び配給統制を併せ強化し、物價の引下げを行ふこと。
- 二、一般物資につき極力消費節約を圖ること、特に輸入物資に就ては必要に應じ使用制限乃至禁止、代用品使用強制等の方法により國內不急用途に對する物資の消費節約を徹底強化すること。
- 三、輸出増進の爲め綜合計畫の下に、之が一般的促進策を強化する外(イ)製品の輸出と其原料、材料の輸入とリンクせしむる等の方法により輸出用原料、材料の輸入を確保すること(ロ)輸入原料、材料につき之を國內消費費用と輸出用とに區別し、輸出用原料、材料の國內消費轉用を徹底的に防止すること。
- 四、主要物資につき輸入及び配給の適正圓滑を圖るため組合制度その他の機構を完備すること。
- 五、貯蓄の普及徹底を圖ること。
- 六、官民一體、簡素なる非常時的國民生活様式の確立に努むること。
- 七、主要物資の増産、特に鑛産の増加に徹底的措置を講ずること。
- 八、軍需工業能力増進のため交替制の採用及び勞務者の急速充足につき必要な措置を講ずること。



九、廢品の回收の爲め従來の業者の外各種團體の協力を求め其の組織化を圖ること。

十、轉業及び之に伴ふ失業者の救済の爲め必要なる對策を講ずること。

附帶事項 一般國內需要につき使用制限を強化すべき主なる資源左の如し。

鋼材、銑鐵、金、白金、銅、黃銅、亞鉛、鉛、錫、ニッケル、アンチモン、水銀、アルミニウム、石棉、棉花、羊毛、パルプ、紙、麻類、皮革、木材、重油、揮發油、生ゴム、タンニン材料、工業鹽、ベンゾール、トルオール、石炭酸、硝酸曹達、加里、燐礦石。

この聲明書の發表以來、政府は、綿絲・皮革等に關して、最高價格・基準價格などを制定してゐる。これは、輸出入品等に關する臨時措置に關する法律によつてゐる。その中樞問題は價格の問題であるが、大正六年に制定せられた暴利取締令(農商務省令)が、昭和十二年八月改正せられ、更らに十月二十六日に再改正せられた。改正以前のものは、米以下八種品目の商品に適用せられたのであるが、改正後においては、金屬及びその原料・機械器具・石油・ゴム・パルプ等二十六品目について、適用せられる。このために基準價格が公表せられ、または、公定價格・最高價格が制定せらるゝ場合がある。

資源の國內使用について、制限の強化せらるべき品目は聲明書附帶事項として記載されてゐるが、この聲明書以前において、需給の統制を受けてゐるものに次の如きものがある。鐵鋼工作物築造許可規則(昭和十二年十月十一日公布二十日施行)銅使用制限規則(十二年十一月六日公布十日施行)白金使用制限規則(十二年十二月二十八日公布

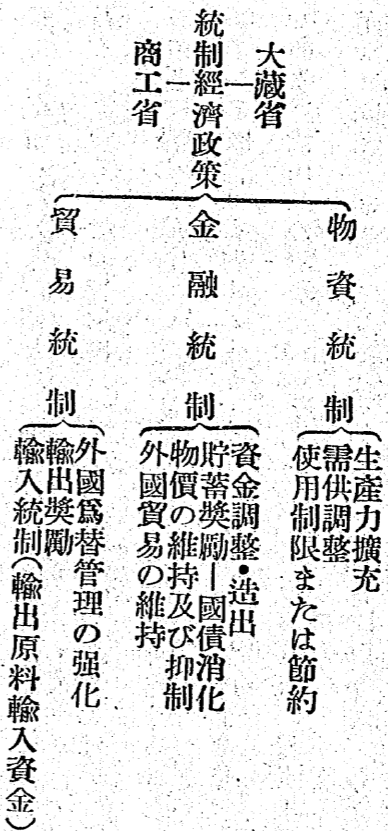
十三年一月一日施行)金使用規則(十二年十二月二十八日公布施行)ステープル・ファイバ等混用規則(十二年十一月十一日公布十一月一日施行)である。なほ配給に切符制度を採用してゐるものは、生ゴム(昭和十二年十二月一日より實行)綿絲(昭和十三年三月一日施行)鋼材(五月十五日)ガソリン(五月一日)がある。

物資の缺乏は、代用品の使用獎勵となつて現はれてゐる。代用品は、價格低廉といふことが第一要件となるものであるが、この場合は、さうではない。本格的物資の缺乏による價格の昂騰は、いまだ成熟してゐないいろいろの代用品にそのまま採用せられる價格となつて現はれてゐる。従つてそれは平時における代用品に關する經濟的法則を無視してゐる。従つて、その使用は、少くとも經濟的であるとはいへぬ。例へば、代用皮革製品の従來の牛皮革などのものゝ市價と殆んど變らない。かくの如きものが經濟的であるとはいへぬ。たゞ代用品使用によつて、國際收支に對する多少の改善に寄與するとか、代用品使用の増加によつて、その増産と生産費の低下を將來に期し得るとなすのみである。代用品の經濟についての認識は、その眞價に對する認識でなければならぬ。

消費節約が次に問題となる。これには二つの方面がある。その一は選擇的消費節約であり、その二は一般的消費節約である。選擇的消費節約とは、次のごとき三種の物資について特に節約を要求するものである。一、軍需資材、一般の節約によつて軍の需要の充足を豊富にせんとするのである。二、輸入物資、輸入品の使用を節約または制限することによつて、輸入超過の趨勢を抑制し、輸出商品原料または軍需資材の輸入を容易にする。三、輸出物資、輸出の獎勵は、現下の國際收支の状態においては絶對に必要である。輸出处の國內使用の制限または節約によつて、

輸出を増大し、國際收支の改善を計らうとするものである。

要するに、これらの統制経済政策は、現下の戦争の急に應ずるものであつて、現段階においては、物資・金融・物價・貿易の各方面に涉つて、必要の著しい方面から、統制政策を實行しつゝあるものといへる。これを圖解すれば次の如くである。



九

これらの統制経済政策は、戦争の進展とともに全面的に進行しつゝあるが、いまだ全面的計畫經濟にまで到達してゐない。戦争の進展如何によつては、これらの個々の統制経済政策の統一的體系ともいふべき國家總動員法の發動なきを期し難い。これの發動が如何なる形體をわが經濟に對して與ふるかは、他日の論及に譲らうと思ふ。要するにこれらの統制経済政策は、戦時經濟の必要に應ずるものであるが、戦時に缺くるところのものは、平時におい

ても缺けてゐるところで、これを育成することは、他日の國民經濟の發展に供へるものである。例へ、支那事變が、その長期抗戰の能力を蔣政權が失ふことによつて、比較的早く片付くことがありとしたところで、その後においても必要である。この理由によつて、今日行はれてゐる統制政策のあるものは、今後に残存して、一つの體系に作り上げられねばならぬのである。

それにわが國の現在の政策は、支那事變の遂行を中心として行はれてゐるが、既に支那事變も一年を経過して、占領地帯における建設が問題となつてゐる。即ち現在においては、支那事變も徐州陥落後、漢口攻略を中心とする第三期に入つて、支那側の長期抗戰に對應して、長期戦と長期建設が、唱道されてゐる時代だ。而して、他方近衛首相は、内政方面における改革も、等閑に附することを得ないとして、貴族院制度その他に向つて、相當の改革を實行すべきことを言明してゐる。

この長期建設と國內改革問題とは、一つの大きな仕事である。恐らく一内閣の生命をもつてしては、よほどの長期内閣でない限り、そのみの力をもつては實現不可能といつてもよいであらう。しかし、この問題は、從來からわが國の發展並に支那事變によつて、當然われわれに課されたところの問題である。

この問題を解決するためには、第一にわが國が現在いかなる段階にあるかを決定することを要する。この問題は、重要な問題である。わが國は、既に自由的資本主義の段階にあるものではない。それは明治維新以來の國家的保護干渉政策の重要性によつて、著しい發展を遂げず、世界大戰當時の經濟的發展によつて、獨占的段階に入つてゐる。

この発展が、わが國の經濟として、大陸並に南方への發展を要請するものである。従つて、これまで極小の範圍において行はれて來た自由主義的政策への復歸は、現代において問題とならず、現在採用せられつゝある統制政策は、當然來るべき時代において、撤廢せられるものでなく、一層醇化せらるゝものと見てよいであらう。

かくの如き統制経済政策が如何に醇化されるかは、單に國內の問題ではない。それは支那事變の結果として、滿洲・北支・内蒙・中支を打つて一丸とした領域においての問題である。これらの諸領域(内地を含めての)は、その生産力・生産物・風土・人的要素を異にしてゐる。また現在中國臨時政府並に中國維新政府の支配下にある領域においては、外國權益に關する複雑な關係も存在する。

これらの諸領域を一丸とする極東ブロックの形成こそ、今後の經濟政策としての最重要問題であるが、これを建設するに際しては、わが日本の經濟的基礎並に發展の方向を中心として、それに順應して、一つの有機的統一の經濟體を形成しなければならぬであらう。内地の生産力・技術・資本の問題を如何にして、これらの諸領域のそれと結合せしめ、融合せしめるか。それは單にこれらの領域の開發のみの問題ではない。その政策如何によつては、内地人の生活問題をさへ、惹起する虞れなしとしない。この點において、單に生産部門の擴大・生産品の増加のみが問題となるものではない。

よし、またわが國の政策が、その最善の方向を辿りつゝあるものにもせよ、これに對する障害は必ず發生するであらう。單に善政を行ふとか、淨土の建設とかいふことによつて、諸領域の住民を満足せしめることは出來ないで

あらう。それには一九一〇年以來の孫逸仙の民族主義思想の根深い浸潤を計算の中に入れて置く必要があるであらうし、また最近の抗日運動の影響も單なる軍事行動のみによつて、解消することは出來ないであらう。

それ以上に困難なことは、現在の支那が一つの國際的領域となつてゐることであり、諸外國の影響力が甚大な點である。この浸潤に對して、民族主義運動が存在したのであるが、それはまた相互利用しつゝ、支那側または列強が他を壓迫し、驅逐する力として存在してゐる。この列強及び民族運動の本質に關しては、わが國では大した注意が拂はれてゐなかつたやうであり、排外運動を單なる二三政治家の宣傳によるものとする誤謬を侵して來た。この點は最も注意を要するところである。

要するに、われわれは長期戦と長期建設の當面の問題に對處しなければならぬのは、勿論であるが、現在においては、既にわが發展の方面も定まつたのであるから、それに對する恒久的政策を樹立することが、最大の問題である。このことは、單なる應急の政策を意味するものでなく、現在までの國策を再検討して、これを組織・再編成して、眞に東亞の盟主としての政策と思想とを建設しなければならぬ。而して、その方向はどこまでも進歩的現實的であつて、夢想的であることを避けねばならぬ。即ち科學的客觀的政策が樹立されねばならぬのである。この點において、われわれは國策の再検討・再研究・最後の樹立を提唱するものである。

## 10

しかしながら、現在の必要は、一方において、かくの如き國策の再検討、再樹立であるとともに、他方においては、

現在の統制経済を如何にすれば、最も有効に運用し得るかの問題がある。統制経済は、ときとして、業者の不満を招いたものもあり、時局との關係上、表面不満を表明しないが、その心の奥底には、不平不満を藏して、國策なれば致方なしといふやうな消極的態度をもつて、單に形式的にその違法の態勢を示すものなしとしない。このことは、統制経済の執行官廳が、いはゆる官僚式の繁文縟禮の形式主義に捕はれたり、机上論を直ちに實行せんとして、その實際的缺陷を指摘されても、容易にこれを改めようとしぬ官僚獨善的態度も、業者をして、かゝる消極的態度に出でしめる要因の最も大なるものである。第二には、官吏がこれらの統制政策を實行する場合、自らの公正なる立場を強調する餘り、業者はすべて我利我利盲者の如く取扱ふ心理的缺陷である。かくの如き心理の反射作用は、業者をして憤激せしめるか、消極的なサボタージュをなさしめる。元來統制政策は、單なる官廳の命令のみによつて行はれるものではない。それには、その政策の對象となる業者の協力なくしては行はれ得ない。この心理的缺陷は、官吏に著しく存するのは否定し難いであらう。

統制政策の實行に際して、更らに注意すべき點は、從來の官吏は、監督行政をその中樞的行務としてゐて、實際的業務に従事してゐるものは、專賣事業關係者位のものであり、従つて、官吏は個々の業務に暗いのを常とする。この缺陷を充たすために各種の専門委員會があるといふのであらうが、官吏の受持部面の變更交替が頻繁であるため、彼等は容易に一部のエキスパートたることを得ない。經濟生活に關する業務は、單なる抽象的法制の制定や條文解釋のやうな形式的な仕事ではない。それは活ける仕事だ。そこでは、その本質を理解するまでも数年を要

し、また十數年を必要とすることも稀れでない。かゝる實質的業務に關與するからには、當然そのエキスパートとしての訓練を官吏といへども受けねばならぬ。現在の官吏諸君は、この點において極めて暢氣である。統制政策の實效は、これらの缺陷を克服することによつて、達し得る。

他方業者の側においても、統制に對處する途を心得てゐない。業者は常にその僅かばかりの自由を虎の子のやうに珍重がつてゐて、經濟の大本の流れが統制に向つてゐることを悟らず、統制に對する用意を常に缺いてゐる。統制に對する用意とは、業者一致團結して、自己統制を行ひ、自らの産業のあらゆる部面についての調査を完了して、對策を考慮して置くことである。統制の政策が、その調査對策を基礎として樹立されるが如き準備を有することであり、統制の實行を爲し得るだけの統制力を組合自體において有することである。その點に達してゐれば、官廳の統制要求も、何等恐るべきものでもなし、進んで統制の主體たり得るのである。そのためには業者が、業全體としての利害と、その日本經濟における地位とをよく計量して、政策の利害得失について、考案して置くことを必要とする。かくの如く、官廳においても、業者においても、充分な準備を持つとき統制経済は、完全に行はれ得る。この點において、イタリーの組合國家制は、われわれの學ぶべき多くのものを持つてゐるやうに思はれる。わが國の現在は、統制政策の實行者もその對象たる業者も、現在にいたるまで無準備であつたため、著しい統制の不圓滑を起してゐる。統制の初期である現在において、兩者はともに一層の訓練を積むことが出来れば、統制の効果には見るべきものであらう。

附記 本論文においては、社會的思想的統制にも及ぶ筈であつたけれども、紙数が、こゝまでも、多大に上つてゐる關係上、それは後日を期することとした。たゞ経済統制の比すべき思想統制の現實的法的政策は、いまだ樹立されてゐないといつてよいだらう。

(一九三八・七・三〇稿了)

## 古版經濟書解題

一千八百〇八年版シャル・フリーエ著『四運動の理論』其他

高橋誠一郎

佛蘭西の空想的社會主義者シャル・フリーエ (François Marie Charles Fourier) は、一千七百七十二年四月七日、ヅウ縣の首都ベゾンソンに生れた。彼れの父は同市の可なりに繁昌した呉服商であつた。彼れは歳僅かに十一の時、佛語及び羅典語の優等賞を獲得し、又、地理學の研究に耽つて、其の小遣錢の大部分を地圖及び地球儀に費した。彼れは幼少の頃より花を愛し音樂を好む敏感優情の子であつて、其の倫理感も亦、著しく洗練せられて居つた。或る朝、貧しい寒が彼れの家を訪れて、幼いシャルは病氣かと尋ねた。病氣ではないが、旅行中であると云はれて、彼れは泣き出した。シャル少年は學校に赴くの途次、毎日竊かに其の辨當の一半を此の貧しい人に與へて居つたのである。

彼れは商家に人と爲り、商業の實際を見習つたのであるが、而も之れに伴へる表裏反覆を憎惡した。五歳の頃、彼れは父の店の商品の原價を顧客に告げたが爲めに嚴しく叱責せられた。彼れ曰く、「私は教理問答に於いて、又學